



2022年12月15日

各 位

会社名 株式会社ギフトホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田川 翔
(コード：9279 東証プライム)
問合せ先 常務取締役管理本部長 末廣 紀彦
(TEL. 042-860-7182)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年12月15日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2023年1月27日開催予定の第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会を実施するための変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第11条2項を追加するものであります。

なお、定款第11条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日または2023年1月27日のいずれか遅い日をもって生じるものとします。

(2)株主総会資料の電子提供措置のための変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されましたので、次の通り定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集)	(招集)
第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度 末日の翌日から3か月以内に招集し、臨 時株主総会は、必要に応じて招集する。 (新設)	第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度 末日の翌日から3か月以内に招集し、臨 時株主総会は、必要に応じて招集する。 <u>② 当社は、株主総会を場所の定めのない 株主総会とすることができる。</u>
第12条～第16条 (条文省略)	第12条～第16条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ なし提供)</u>	(削除)
第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株 <u>主総会参考書類、事業報告、計算書類お よび連結計算書類に記載または表示をす べき事項に係る情報を、法務省令に定め るところに従いインターネットを利用す る方法で開示することにより、株主に対 して提供したものとみなすことができ る。</u>	(電子提供措置等)
(新設)	第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株 <u>主総会参考書類等の内容である情報につ いて電子提供措置をとる。</u> <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部また は一部について、議決権の基準日まで に書面交付請求をした株主に対して交 付する書面に記載することを要しない ものとする。</u>
附則	附則
(新設)	<u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>
	第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株 <u>主総会の日とする株主総会については、 定款第17条(株主総会参考書類等のイ ンターネット開示とみなし提供)は、な お効力を有する。</u>
	<u>② 本条の規定は、前項の株主総会の日から 3か月を経過した日後にこれを削除す る。</u>

(注) 上記変更案は、2022年12月15日開催の取締役会で決議した内容ですが、2023年1月27日開催予定の株主総会に上程する際には、文言の修正等を行うことがあります。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会決議日

2023年1月27日

定款変更の効力発生日

上記1. (1)

2023年1月27日または上記1. (1)記載のとおり経済産業大臣および法務大臣の
確認を受けた日のいずれか遅い日

上記1. (2)

2023年1月27日

以 上